

「腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準」の一部改正案について

令和6年12月5日

1. 改正の経緯

- 腎臓移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合にも（社）日本臓器移植ネットワークによって移植候補の対象に含まれていた。
- 今般、（一社）日本臨床腎移植学会より、「腎臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、（一社）日本臨床腎移植学会通知「腎臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、腎臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とし、一時的に候補者から外すことが検討された。
- 上記を踏まえ、選択基準を改正することとしたい。

2. 改正の内容

- 腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準の4「その他」において、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合について、「待機 inactive 制度」とする項目を追加する。
- その他所要の改正を行う。